

多賀城市監査委員告示第12号

平成30年3月29日に提出された多賀城市職員措置請求について、別紙のとおり決定したので、その内容を公表する。

平成30年5月21日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

決定書

1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

住所 (省略)

氏名 (省略)

住所 (省略)

氏名 (省略)

2 請求年月日

平成30年3月29日

3 請求の要旨

平成30年3月29日付け請求書及び事実証明書、同年4月18日付け補正書及び事実証明書並びに同日に請求人から聴取した内容を基に、本件請求の内容を要約すると以下のとおりである。

多賀城市教育委員会は、指定管理制度で多賀城市立図書館の管理運営をカルチャー・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下CCCと略）に委託し、指定管理者であるCCCに対して平成28年度指定管理料を支出している。その指定管理料の人件費には図書館長の給与分が含まれているが、多賀城市立図書館は、平成28年11月から翌年3月まで館長不在であった。

図書館法第13条では公共図書館に館長を置くとされており、館長は必置職となっている。

館長不在期間の館長給料相当分は、多賀城市教育委員会とCCCが締結した多賀城市立図書館の管理運営に関する基本協定第37条に規定しているCCCの経営努力により生み出された剰余金とは全く異なる性質のものである。

多賀城市教育委員会が、館長職を長期間不在のままに放置してきたことは図書館法に照らして誤りであり、CCCの多賀城市立図書館平成28年度収支決算書の収支報告を精査することなく、指定管理料の一部の返還を求めないとしたことは違法又は不当に財産（債権）の管理を怠ったものである。

教育委員会は、指定管理料の精算を誤り、多賀城市に損害を与えた。

教育委員会は、指定管理者であるCCCの多賀城市立図書館平成28年度収支決算

書の収支報告を精査し直し、CCCから館長不在期間の平成28年11月から翌年3月までの館長に係る給与相当分の返還を求めるよう請求する。

4 監査委員の判断

(1) 主文

本件請求を却下する。

(2) 理由

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保する見地から、当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、その監査と予防、是正等の措置とを監査委員に請求する権能を住民に与えたものと解される（最高裁昭和62年2月20日判決参照）。

一方で、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止するため、地方自治法第242条第1項では、住民監査請求をする際には監査を求める根拠として一定の事実があることを示す書面を提出することを必要としている。

財産の管理を怠る事実に係る住民監査請求は、財産の管理が対象とされていることから、普通地方公共団体が当該財産を既に保有していることが前提となるものであり、特定の債権の不行使をもって財産の管理を怠る事実とする住民監査請求を行う場合は、請求人において、当該普通地方公共団体が何らかの法的根拠によって行使可能な債権を取得していることを摘示し、その事実を証する書面を提出する必要がある。

請求人は、多賀城市立図書館長が長期間不在であったことが図書館法第13条に違反すると主張するが、このことをもって、指定管理料の一部の返還を求める債権が当然かつ直接的に発生する根拠を示したものとは認められない。また、請求書、補正書及びこれらに添えられた事実証明書のいずれにおいても多賀城市が行使可能な債権を取得している事実、根拠等について何ら示していない。

したがって、本件請求は、地方自治法第242条第1項の規定による請求要件を具備していない不適法な請求といわざるを得ない。

よって、監査委員の合議により、主文のとおり決定する。

平成30年5月17日

多賀城市監査委員 佐伯 光時
多賀城市監査委員 根本 朝栄